

国立大学法人和歌山大学発ベンチャー称号授与規程

制 定 平成26年 8月29日

全部改正 令和 2年 1月24日

法人和歌山大学規程第 2216号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学における研究成果又は人的資源等を活用して起業したベンチャー企業に対して、本学が「和歌山大学発ベンチャー」の称号を授与することに関し必要な事項を定める。

(大学発ベンチャーの要件)

第2条 大学発ベンチャーとは、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した法人等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本学又は本学の教職員及び学生が所有する産業財産権、育成者権及び著作権等の知的財産権を活用したもの
- (2) 本学で達成された研究成果等を活用したもの
- (3) 本学の教職員及び学生等（在職又は在学していた者を含む）が、本学において習得した技術、知識等を活用して設立したもの
- (4) その他学長が特に必要と認めたもの

(称号の申請)

第3条 前条に規定する法人等のうち、和歌山大学発ベンチャーの称号を受けようとする法人は、和歌山大学発ベンチャー称号申請書（様式1）により、イノベーションイニシアティブ基幹長を経て学長に申請するものとする。

(選考)

第4条 学長は、前条の申請があった場合は、イノベーションイニシアティブ基幹推進会議に諮り、役員会の議を経て称号授与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(称号記の授与等)

第5条 学長は、称号の授与を決定したときは、和歌山大学発ベンチャー称号記（様式2）により称号を授与するものとする。

- 2 称号の有効期間は、授与した日から3年間とする。ただし、再申請を妨げない。
- 3 本学は、和歌山大学発ベンチャー称号記の授与により、法的責任を負わないものとする。

(称号授与の取消し)

第6条 称号を授与されたものが、次の各号の一に該当した場合は、学長は称号授与を取消し、称号記を返付させることができる。

- (1) 称号を授与された法人の事業活動が、第2条に規定する要件から著しく逸脱した場合
- (2) 称号を授与された法人が社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 称号を授与された法人が学長に称号授与の辞退を文書で申し出た場合
- (4) その他本学の不名誉となるおそれがある場合等で当該称号を保持するのに適当でないと学長が認めた場合

(支援)

第7条 第5条の規定により称号を授与された企業に対する支援については、別に定める。

## 大学発ベンチャー称号授与規程

2 支援が決定した後は、本学と当該ベンチャー企業間で契約を交わし、支援内容や責任の範囲を明確にするものとする。

(事務)

第8条 和歌山大学発ベンチャー称号授与に関する事務は、研究・社会連携課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、称号授与に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この規程は、令和2年1月24日から施行する。

2 この規程の施行前に認定された大学発ベンチャーについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月28日 一部改正：法人和歌山大学規程第2421号)

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2554号)

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式1（第3条関係）

和歌山大学発ベンチャー称号申請書

（元号） 年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 様

名 称

代表者

自署また

は記名押印

国立大学法人和歌山大学発ベンチャー称号授与規程の内容を理解し、第3条の規定により、和歌山大学発ベンチャーの称号授与を申請します。

名 称	
所 在 地	〒  電話 — — FAX — —
【事業概要】	
規程第2条の該当条項	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号  （規程第2条各号の該当号にレを付けること。）
申 請 事 由 等 （規程第2条第1号にレを付けた場合は、該当する事由を、第2号又は第3号にレを付けた場合は、該当する事由及び新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業であることの説明を記載すること。）	

称 号 記

名 称

代 表 者

設立年月日

和歌山大学発ベンチャーの称号を授与します

(元号) 年 月 日

国立大学法人和歌山大学長